

大和市告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により市道の区域を次のとおり変更し、及び同条第2項の規定により平成27年7月2日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成27年7月2日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)
	新				
公所114号	旧	下鶴間字乙三号2204 番ハ先	下鶴間字乙三号2177 番4先	2.28～ 3.14	181.45
	新	下鶴間字乙三号2204 番ハ先	下鶴間字乙三号2177 番4先	2.28～ 4.00	181.45
草柳52号	旧	草柳一丁目101番2	草柳一丁目101番2	4.50～ 6.00	104.50
	新	草柳一丁目101番2	草柳一丁目101番2	6.00	102.73
中央25号	旧	中央四丁目471番10 先	中央四丁目486番2 先	6.00	158.77
	新	中央四丁目471番10 先	中央四丁目486番2 先	6.00～ 7.50	158.77